

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月14日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市伏見区桃山町山ノ下64番 3、65、65番4、66番5から 66番7まで、68番、90番、9 3番の一部、94番の一部及び95 番の一部、同区小栗栖中山田町21 番1、21番4から21番12まで、53番1、53番4から53番 7まで、54番3から54番5まで、54番7、54番13、54番 15から54番17まで、55番、 55番5、55番8から55番10 まで、121番から124番まで、 131番から135番まで、137 番から139番まで、141番から 148番まで及び150番から1 52番まで並びに同区石田川向5 4番3、55番3、55番6、57 番7から57番9まで、70番、7 1番及び74番	第11-005号	令和7年10月6日

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時
45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)